

令和 7 年度国立研究開発法人理化学研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人理化学研究所（以下、「理研」という。）は、事業及び事務の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 7 年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

理研は、我が国で最大規模かつ最高水準にある、自然科学全般に関する総合的研究機関であり、常に世界トップレベルの研究成果の創出を目標とし、優れた研究環境や先進的な研究システムの整備に努めるとともに、研究開発能力を強化し、新たな分野を切り開く努力を行っている。理研だからこそ取り組める課題を明確化し、理研だからこそできる研究を実践することにより、科学と社会との相互の信頼が深まることで、互いにつながっていく場となることを目指し、そこで成果を出すことで、社会から信頼され社会との好循環ができ、未来に向けた成長につなげたい。そのために、研究で必要となる機材等の調達においては、公正性・透明性を確保しつつ、理研の研究開発業務の特性を考慮した合理的で適切な調達を行うよう努めている。

すなわち、契約については、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によるものとし、事業及び事務の特性を踏まえつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいる。

一方で、一般競争の手続きに付している調達の中に、随意契約で処理するのが適当なものがないか、仕様内容を精査し、随意契約に該当すると考えられた案件については、公平性、透明性を十分に確保するため、全件契約審査委員会による事前審査の上、妥当と判断されたものは随意契約とした。限られた時間内での審査件数が年々増加していることから、事前審査の精度の確保・維持を図りつつ、委員の負担軽減に考慮した審査体制とするため、契約審査委員会の下に作業部会を設置し、1,000万円未満の事前審査を分掌している（これにより、理研全体の随意契約理由の判断向上・記載の標準化にも貢献）。

また、随意契約を含む全ての案件で「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）」を受け設置した監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会による点検も受けている。

理研では、最新の技術や世界最高水準の高度な仕様となることから、一者応札率が高くなってしまいう傾向にあるが、令和6年度の一者応札率（件数ベース）については、対前年度比で2.0ポイント改善し、複数者応札件数については、対前年度比で19件増加した。これは、従来からの取組（後述の「一者応札・一者応募に関する取組」）に加え、契約担当者が入札候補業者の掘り起こし・声掛けを継続実施した結果だと考えている。

- (1) 理研における令和 6 年度の契約状況は表 1 のとおり、少額随意契約基準額を超える契約件数は 3,432 件（対前年度比 170 件減少）、契約金額は 730 億円（対前年度比 201 億円減少）であった。このうち競争性のある契約は 2,297 件（66.9%）、449 億円（61.5%）であり、競争性のない随意契約は 1,135 件（33.1%）、281 億円（38.5%）となっている。令和 5 年度と比較して、競争性のない随意契約の合計件数は 6 件増加し、全体に占める割合でみると、1.8 ポイント増加した。件数・率の増加は、一般競争の手続きに付している調達の中に、随意契約で処理するのが適当なものがないか、仕様内容を精査し、随意契約に該当すると考えられた案件は、随意契約理由等を契約審査委員会で審議の上、妥当と判断されたものは随意契約に変更するなど、案件の特性に応じて、適切な契約方式を採用した結果と考えている。

表 1 令和 6 年度の理化学研究所の調達全体像 (単位：億円)

	令和 5 年度		令和 6 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	2,430 (67.5%)	389 (41.8%)	2,264 (66.0%)	443 (60.7%)	△166 (△6.8%)	54 (13.9%)
企画競争・公募	43 (1.2%)	15 (1.6%)	33 (0.9%)	6 (0.8%)	△10 (△23.3%)	△9 (△60.0%)
特例随意契約	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
競争性のある契約(小計)	2,473 (68.7%)	404 (43.4%)	2,297 (66.9%)	449 (61.5%)	△176 (△7.1%)	45 (11.1%)
競争性のない随意契約	1,129 (31.3%)	527 (56.6%)	1,135 (33.1%)	281 (38.5%)	6 (0.5%)	△246 (△46.7%)
合 計	3,602 (100%)	931 (100%)	3,432 (100%)	730 (100%)	△170 (△4.7%)	△201 (△21.6%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、令和 6 年度の対令和 5 年度伸率である。

(注 3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、交渉の結果随意契約としたものを含む。

- (2) 理研における令和 6 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 1,876 件（81.8%）、契約金額は 329 億円（73.9%）である。令和 5 年度は 2,057 件（83.8%）、328 億円（82.8%）であったので、件数で 2.0 ポイント減少した。理研は、独創的・先端的な研究機関であり最新の技術を取り入れたものや、世界最高水準の高度な技術を要求することから、対応できる業者が限られることが多いという事情もあり、令和 4 年度まで一者応札率が微増傾向であったが、従来からの取組に加え、契約担当者が業者を探して声掛けを行う取組を継続実施したことにより、令和 5 年度から減少傾向に転じており 2 年連続での改善となっている。複数者応札件数については、令和 6 年度は 416 件で、令和 5 年度の 397 件よりも 19 件増加した。契約種別毎の一者応札率（件数）については、全体の約 6 割を占める物品では対前年度比で 4.6 ポイント改善（84.8%→80.2%）、約 3 割を占める役務でも 1.1 ポイント改善（81.0%→79.9%）した。人事ラインが所掌している労働者派遣の一者応札率が高い（97.0%→98.7%）の

は、高度な専門性を求めるため応札者が限定されやすいことによるものと考えられる。労働者派遣を除いた、物品、役務、工事で一者応札率を算出すると、令和6年度は80.0%となり、令和5年度の82.6%より2.6ポイント改善していることから、一者応札に関する施策の着実な実施により一者応札率は低減し、継続的な効果が確認できた。

表2 令和6年度の理化学研究所の一者応札・応募状況 (単位:億円)

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
2者以上	件数	397 (16.2%)	416 (18.2%)	19 (4.8%)
	金額	68 (17.2%)	116 (26.1%)	48 (70.6%)
1者以下	件数	2,057 (83.8%)	1,876 (81.8%)	△181 (△8.8%)
	金額	328 (82.8%)	329 (73.9%)	1 (0.3%)
合 計	件数	2,454 (100%)	2,292 (100%)	△162 (△6.6%)
	金額	396 (100%)	445 (100%)	49 (12.4%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

1. の現状分析及び理研における調達特性を踏まえ総合的な検討を行った結果、法人の使命である「研究成果の最大化」を推進するために、以下、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 随意契約に関する取組

随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）」において、「一般競争入札を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること」との方針が示されたことに基づき、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、研究所の研究開発業務の特性を考慮した適切な調達ができただかを検証する。また、多様な調達に対応するため以下の調達方式も活用する。

【少額随意契約基準額を超える契約案件に占める競争性のない随意契約となった案件が随意契約として適切なものであったか。また、下記方式の効果も検証する。】

① 企画競争方式

発注する業務に関する企画提案や技術提案を広く公募し、その提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手として選定する企画競争を実施する。

【随意契約における企画競争方式を実施した結果、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手とできたか具体的事例をもって検証する。】

② 随意契約の事前確認公募方式

専門知識や経験、特殊な技術等が不可欠な案件について、特定の者との随意契約による契約を締結する場合に、事前に案件の仕様書を公表して、業務の実施に必要な要件を明示することで、契約締結を予定している者以外で当該業務を実施することができる者の有無を確認することにより、競争性及び透明性を確保する。

【随意契約の事前確認公募を実施した件数、また、随意契約の事前確認公募を実施した結果入札へ移行することとなった件数等を把握するなど、競争性及び透明性が確保できたか検証する。】

(2) 一者応札・一者応募に関する取組

【競争入札に占める一者応札・応募の件数を、以下の施策を着実に実施することで低減に努める。また、以下の施策の効果を検証する。】

① 調達情報公開の継続

入札希望者が調達内容の詳細を容易に取得できるように理研のホームページ上に調達情報を掲載し、仕様書等をダウンロードできるようにしている。

また、希望する業者に対しては、入札情報の自動配信サービスも実施している。

今後も入札希望者が調達内容を把握できるよう調達情報の公開に努めていく。

【ホームページ上に調達情報の掲載を行ったか。入札情報の自動配信サービスを実施したことでの業者からの関心等効果の検証】

② 公正性、競争性の担保

調達要求元が仕様書を作成する際に、過度な制限や一者偏重（特化）になることを避け公正性、競争性を担保するために、適正な仕様書の作成を行うよう啓発に努める。

【仕様書の作成に関する注意、啓発等の回数】

③ 入札参加要件の緩和

競争参加者に対して求める実績については、調達対象分野における経験及び技術力の確保を目的とした実績要件から、可能な範囲で必要最低限の経験及び技術力の確保を実績要件とするよう緩和に努める。

【入札参加の緩和を行った件数】

④ 公告期間の確保

理研の契約事務取扱細則においては、「一般競争に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日以前に掲示、その他の方法により公告するものとする。」と定められているが、実際には、「止むを得ない場合を除き、業務日で10日以前に公告する。」こととして、応札者が十分な準備期間を確保できるよう配慮している。

今年度も引き続き、案件ごとの特殊性も考慮の上、より適切な公告期間の確保に努める。

【業務日で10日を超えて公告期間を確保した件数、業務日で10日間とした件数、公告期間の短縮を行った件数を比較しより長く確保したか検証する。】

(3) 単価契約及び一括契約の締結促進の取組

随意契約の件数を削減し、効率的な予算執行を実施するため、消耗品や耐久消費財、役務等について、単価契約及び一括契約の締結を促進するとともに、調達を集約効果による事務業務の負担軽減を目指す。

【単価契約及び一括契約による調達を業務効率の向上につながるように検討した上で実施し、効果について検証する。】

(4) Web 調達の活用

少額で購入頻度の高い消耗品等の調達については、発注手続きの効率化に資するものとして、近年発達してきた Web 調達が挙げられる。

Web 調達については、全所で利用可能となっていることから、これを活用することにより、調達の簡素化等業務の効率化を目指す。

【Web 調達の活用により調達の簡素化等業務が効率化されたか検証する。】

(5) ICT（情報通信技術）の活用

契約依頼、調達手続き、納品確認など一連の契約手続きの各段階で ICT を活用することで、契約手続きの効率化、及び調達業務に係る新しい働き方改革の実現を目指す。

【契約手続きの効率化と働き方改革への貢献について検証する。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 発注権限の遵守

理研においては原則としてすべての発注は契約担当部署から行う。

【原則として、全ての発注は、契約担当部署からの発注としたか。】

(2) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約基準額を超える随意契約案件については、事前に契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との合規性の観点から適否の審査を受ける。

【少額随意契約基準を超える競争性のない随意契約について、全件契約審査委員会の審査を実施したか。】

(3) 契約担当部署による納品確認の徹底

検収にあたっては、契約担当部署（納品確認センター及び納品確認スタッフ）による納品確認を実施しており、不正防止の観点からこれを確実に実施する。

【物品の納品にあたって、確実に納品確認を行ったか。】

(4) 公的研究費の不正使用防止のための取組

研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みを契約担当部署

で共有するとともに、所内へ周知徹底する。

【契約担当部署間で共有を行ったか。所内へ周知を行ったか。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討委員会を設置した。同委員会を中心に、調達等合理化に取り組むものとし、必要に応じて同委員会に作業部会を置き、具体的な作業等を行うものとする。

調達等合理化検討委員会の構成

委員長：契約担当理事

委員：

経理・調達本部長

人材戦略部長

法務部長

経理部長

調達部長

外部資金部長

上記のほか、委員長は、必要に応じて委員を指名可能。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して「契約状況の点検・見直し方針」（平成 21 年 11 月 26 日理事会議決定）に該当する個々の契約案件の点検・見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、理研ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上

令和6年度調達等合理化計画自己評価

NO.	計画	評価指標	自己評価
1	2.重点的に取り組む分野 令和6年度調達等合理化計画1.の現状分析及び理研における調達の特性を踏まえ総合的な検討を行った結果、法人の使命である「研究成果の最大化」を推進するために、以下、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。	-	-
2	(1)随意契約に関する取組 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月閣議決定)」において、「一般競争入札を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることのできる事由を会計規程等において明確化し、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること」との方針が示されたことに基づき、総務省が示す随意契約によることのできる具体的なケースを踏まえ、研究所の研究開発業務の特性を考慮した適切な調達ができただかを検証する。また、多様な調達に対応するため以下の調達方式も活用する。	少額随意契約基準額を超える契約案件に占める競争性のない随意契約となった案件が随意契約として適切なものであったか。また、下記方式の効果も検証する。	入札基準額以上の契約案件に占める競争性のない随意契約は、令和5年度は1,129件(31.3%)、527億円(56.6%)であったが、令和6年度は1,135件(33.1%)、281億円(38.5%)となり、件数で1.8ポイント増加した。これは、一般競争の手続きに付している調達の中に、随意契約で処理するのが適当なものがないか、仕様内容を精査し、随意契約に該当すると考えられた案件は、随意契約理由等を契約審査委員会で審議の上、妥当と判断されたものは随意契約に変更するなど、案件の特性に応じて、適切な契約方式を採用した結果と考えている。 入札基準額以上の競争性のない随意契約については、すべての案件について契約審査委員会による事前審査を実施し、研究所の研究開発業務の特性を考慮した適切な調達できた。
3	①企画競争方式 発注する業務に関する企画提案や技術提案を広く公募し、その提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手として選定する企画競争を実施する。	随意契約における企画競争方式を実施した結果、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手とできたか具体的事例をもって検証する。	企画競争方式の実施件数は16件(うち10件は複数者の応募)であった。企画競争方式を採用することで、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手先として選定することができた。 例としては、「環境資源科学研究センター ウェブサイト、リーフレット、ポスター等制作業務」について4者の応募があり、現行ウェブサイトの課題・改善提案力、リーフレット・ポスターのデザイン性、同種の実績や取材・ライティング業務における強みなどに対して評価を行った。その結果、最も優れた者を契約相手とすることができ、当該ウェブサイト、リーフレット、ポスター等をプロジェクトの意義や内容が効果的に分かりやすく伝わるようなものとすることができた。また、「シミュレーション結果をもとにした雲の動画の企画・制作」についても4者の応募があり、提案に対する評価を行った。その結果、最も優れた者を契約相手として選定することができ、本研究成果の理解促進に資する動画を作成して公開することができた。
4	②随意契約の事前確認公募方式 専門知識や経験、特殊な技術等が不可欠な案件について、特定の者との随意契約による契約を締結する場合に、事前に案件の仕様書を公表して、業務の実施に必要な要件を明示することで、契約締結を予定している者以外で当該業務を実施することができる者の有無を確認することにより、競争性及び透明性を確保する。	随意契約の事前確認公募を実施した件数、また、随意契約の事前確認公募を実施した結果入札へ移行することとなった件数等を把握するなど、競争性及び透明性が確保できたか検証する。	随意契約事前確認公募方式の実施件数は17件であった。このうち5件において、他社が案件に興味を示し、調達ホームページ上から資料をダウンロードしており、透明性、競争性の観点から事前確認公募を実施した効果があった。なお、他社からの参加意思表示によって入札へ移行した案件はなかった。

NO.	計画	評価指標	自己評価
5	(2) 一者応札・一者応募に関する取組	競争入札に占める一者応札・応募の件数等を、以下の施策を着実に実施することで低減に努める。また、以下の施策の効果を検証する。	一者応札案件は、令和5年度は2,057件(83.8%)、328億円(82.8%)であったが、令和6年度は1,876件(81.8%)、328億円(73.7%)となり、件数で2.0ポイント減少した。理研は独創的・先端的な研究機関であり、最新の技術を取り入れたものや、世界最高水準の高度な技術を要求することから、対応できる業者が限られることが多いという事情もあり、令和4年度まで一者応札率が微増傾向であったが、従来からの取組に加え、契約担当者が業者を探して声掛けを行う取組を継続実施したことにより、令和5年度から減少傾向に転じており2年連続での改善となっている。複数者応札件数については、令和6年度は416件で、令和5年度の397件よりも19件増加した。契約種別毎の一者応札率(件数)については、全体の約6割を占める物品では対前年度比で4.6ポイント改善(84.8%→80.2%)、約3割を占める役務でも1.1ポイント改善(81.0%→79.9%)した。人事ラインが所掌している労働者派遣の一者応札率が高い(97.0%→98.7%)のは、高度な専門性を求めるため応札者が限定されやすいことによるものと考えられる。労働者派遣を除いた、物品、役務、工事で一者応札率を算出すると、令和6年度は80.0%となり、令和5年度の82.6%より2.6ポイント改善していることから、一者応札に関する施策の着実な実施により一者応札率は低減し、継続的な効果が確認できた。
6	①調達情報公開の継続 入札希望者が調達内容の詳細を容易に取得できるように理研のホームページ上に調達情報を掲載し、仕様書等をダウンロードできるようにしている。 また、希望する業者に対しては、入札情報の自動配信サービスも実施している。 今後も入札希望者が調達内容を把握できるよう調達情報の公開に努めていく。	ホームページ上に調達情報の掲載を行ったか。入札情報の自動配信サービスを実施したことでの業者からの関心等効果の検証	入札公告及び随契公募は、Web公開を100%実施した。入札情報の自動配信サービスの活用により、訪問頻度の少ない業者でも入札情報の入手が容易となり、業者が応札可能性のある案件を見落とさないようにしている。これにより資料のダウンロードや検討機会も多くなり、関心の高さが維持されていると考えている。なお、来所した業者には、可能な範囲で入札情報の自動配信サービスの活用を促している。
7	②公正性、競争性の担保 調達要求元が仕様書を作成する際に、過度な制限や一者偏重(特化)になることを避け公正性、競争性を担保するために、適正な仕様書の作成を行うよう啓発に努める。	仕様書の作成に関する注意、啓発等の回数	各事業所で開催している新入オリエンテーション、就業説明会等において仕様書の作成に関する注意、啓発等、また官製談合等の不正に関する注意も行っている。令和6年度の実施回数は10回(和光地区1回、筑波地区1回、横浜地区1回、神戸地区3回、大阪地区1回、播磨地区3回)である。横浜地区では説明資料の動画をホームページに掲載し、人事課より月1回程度新入職員へ動画視聴を案内した。また、大阪地区でもオンデマンド型で実施した。さらに、e-ラーニングシステムによる契約に関する研修や所内向けホームページにおいて仕様書の作成に関する注意、啓発等も行った。仕様書の内容については、要求元が作成した仕様書を推進室等の事務部門でも確認しており、限定的な仕様とならないように指導した。
8	③入札参加要件の緩和 競争参加者に対して求める実績については、調達対象分野における経験及び技術力の確保を目的とした実績要件から、可能な範囲で必要最低限の経験及び技術力の確保を実績要件とするよう緩和に努める。	入札参加の緩和を行った件数	物品・役務において、500万円以上の入札に参加するには、A等級、B等級又はC等級の資格が必要だが、これをD等級まで緩和した案件は、500万円以上の物品・役務の競争入札1,053件のうち50件(4.7%)となった。引き続き、可能な範囲で入札参加の要件を緩和し、入札における競争性を確保するよう努めている。 なお、労働者派遣契約において、客観的指標となる資格を有している者がいない派遣会社も、入札への参加をしやすいするために、仕様書において「同程度の知識と技術を有する者」などの代替要件の提示を行っている。

NO.	計画	評価指標	自己評価
9	④公告期間の確保 理研の契約事務取扱細則においては、「一般競争に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日以前に掲示、その他の方法により公告するものとする。」と定められているが、実際には、「止むを得ない場合を除き、業務日で10日以前に公告する。」こととして、応札者が十分な準備期間を確保できるよう配慮している。 今年度も引き続き、案件ごとの特殊性も考慮の上、より適切な公告期間の確保に努める。	公告期間を業務日で10日を超えて公告期間を確保した件数、業務日で10日間とした件数、公告期間の短縮を行った件数を比較しより長く確保したか検証する。	理研の規程では「入札期日の前日から起算して少なくとも10日以前に掲示、その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、入札に支障のない範囲でその期間を5日まで短縮することができる」と定められており、土日祝日を含めた暦日で10日の公告期間を設ければよいこととなっているが、公告期間を長く確保するため、これを土日祝日を含まない業務日で10日以上を設けることとして運用している。 令和6年度において、業務日で10日超の公告期間を設けた件数は1,792件、業務日で10日とした件数は49件であった。一方、緊急性の理由で、暦日で10日より短縮した件数は4件あったが、多くの案件で適切な公告期間が確保できた。
10	(3)単価契約及び一括契約の締結促進の取組 随意契約の件数を削減し、効率的な予算執行を実施するため、消耗品や耐久消費財、役務等について、単価契約及び一括契約の締結を促進するとともに、調達集約効果による事務業務の負担軽減を目指す。	単価契約及び一括契約による調達を業務効率の向上につながるように検討した上で実施し、効果について検証する。	新規の単価契約や一括契約については、業務効率の向上につながるかを検討した上で拡大に努めるべく、全事業所で取り組んでいる。 令和6年度の単価契約は、全体で183件であり、このうち新規分は26件（課題遂行時のfMRI撮像を含むマルチモーダルMRI撮像[和光地区]、バルクRNAシーケンス解析[筑波地区]、偏向永久磁石用整磁合金[播磨地区]等）であった。また、地区を跨いだ新たな一括契約としてはコピー用紙の単価契約があり、令和6年度から筑波地区が加わり全地区適用となった。 これら単価契約及び一括契約の締結促進の取組により、入札等に係る作業の集約・削減や数量変動等に伴う手続きの省力化ができ、事務効率の向上につながっている。
11	(4)Web調達の活用 少額で購入頻度の高い消耗品等の調達については、発注手続きの効率化に資するものとして、近年発達してきたWeb調達が挙げられる。 Web調達については、全所で利用可能となっていることから、これを活用することにより、調達の簡素化等業務の効率化を目指す。	Web調達の活用により調達の簡素化等業務が効率化されたか検証する。	Web調達については、理研全体で最も調達件数の多い30万円以下の物品購入で利用できるようになっている。伝票数は、令和5年度は25,442件であったが、令和6年度は25,532件で0.4%増加し、Web調達の利用が拡大していることが確認された。 Web調達は、通常の発注に比べ発注時の見積書取得と伝票起票の手間が省かれるため、調達の簡素化・効率化が推進された。
12	(5)ICT(情報通信技術)の活用 契約依頼、調達手続き、納品確認など一連の契約手続きの各段階でICTを活用することで、契約手続きの効率化、及び調達業務に係る新しい働き方改革の実現を目指す。	契約手続きの効率化と働き方改革への貢献について検証する。	契約決裁書類の原則オンライン化により、起案者・決裁ルートの方・決裁権者ともに、場所を選ばずに起案・決裁処理ができるようになり、在宅勤務で対応可能な業務範囲が広がるなど新しい働き方を継続実施した。また、書類作成時に過去の契約書や稟議書を確認する場合、端末から即座に参照でき、在宅勤務の際にも必要な資料を容易に入手することが可能となり、契約手続きの効率化と働き方改革への貢献に一定の効果が確認できた。 電子化で見てきた課題(①稟議回付中の誤りを修正する場合に再度PDF化することによる煩雑さ、②工事関係等の大量の資料についてモニタ上だけでは確認しにくいこと)については、①OJT等による指導・教育を踏まえ業務の習熟度を向上させたことにより概ね改善した。②電子化のデメリットとして一般的にも言われていることではあるが、ICTの活用は、出勤と在宅を組み合わせたより柔軟な働き方にも有効であり、会議室等の大型モニタを活用したWeb会議を実施するなどの課題への対応を進めることで改善した。一方で、必要な場合には対面での書面確認も実施した。引き続き、両者(電子・書面)の長所を組み合わせ、適正かつ効率的な決裁処理を推進していきたい。

NO.	計画	評価指標	自己評価
13	3.調達に関するガバナンスの徹底	-	-
14	(1)発注権限の遵守 理研においては原則としてすべての発注は契約担当部署から行う。	原則として、全ての発注は、契約担当部署からの発注としたか。	会計規程等に沿った調達手続きを定め徹底することにより、少額案件も含め全ての契約案件について契約担当部署から発注を行っている。
15	(2)随意契約に関する内部統制の確立 少額随意契約基準額を超える随意契約案件については、事前に契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との合規性の観点から適否の審査を受ける。	少額随意契約基準を超える競争性のない随意契約について、全件契約審査委員会の審査を実施したか。	少額随意契約基準額を超える競争性のない随意契約については、すべて契約審査委員会による事前審査を実施した。
16	(3)契約担当部署による納品確認の徹底 検収にあたっては、契約担当部署（納品確認センター及び納品確認スタッフ）による納品確認を実施しており、不正防止の観点からこれを確実に実施する。	物品の納品にあたって、確実に納品確認を行ったか。	会計規程等に沿った納品確認の手続きを定め徹底することにより、要求元以外の契約担当部署による納品確認を実施している。従来より納品確認センター及び訪問による納品確認を実施しているが、遠隔地の納品などで一部やむを得ない場合は、電子メール等で受領した画像データによる納品確認も確実に実施した。
17	(4)公的研究費の不正使用防止のための取組 研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みを契約担当部署で共有するとともに、所内へ周知徹底する。	事業所の契約担当者間で共有を行ったか。所内へ周知を行ったか。	研究費の不正使用防止として、新入職員オリエンテーション等で研究費の正しい執行について周知を行うとともに、e-ラーニングにより研修を実施している。また、毎月実施している契約担当課の連絡会議において、適宜、必要な情報共有を行った。